# 第2期埼玉県ケアラー支援計画骨子(案)について

#### I 計画の趣旨

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

#### Ⅱ 計画の性格

- 埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する計画
- 高齢、障害、児童等の福祉の各分野に限らず、保健医療、産業労働、教育等の各分野の共通事項を横断的 に記載した計画

# Ⅲ 計画の期間

令和6年度~令和8年度(3か年)

### Ⅳ ケアラーの状況

#### 1 介護離職者の推移

(1) 家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移



(出所)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査(平成24年、平成29年)」、厚生労働省「雇用動向調査(平成25年~令和3年)」

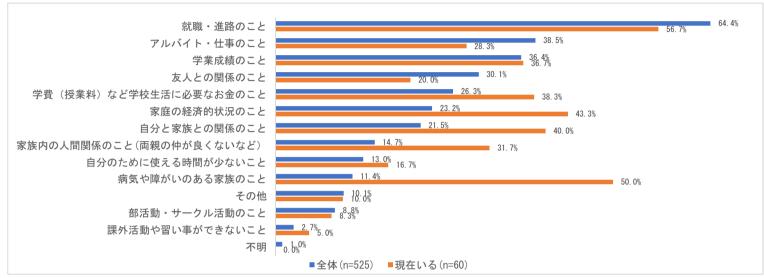
※1 2012 年及び 2017 年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より ※2 2012~2020 年の介護離職者数は雇用動向調査結果より ※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義している。有業者全体(仕事は従な者を含む)まで広げた場合には、2030 年時点で 438 万人と推計される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等に伴い、数値はさらに上振れする可能性もある。 ※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査(平成 29 年~令和 3 年)」をもとに算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。

その他の推計値は、各調査における年齢階層別人数割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

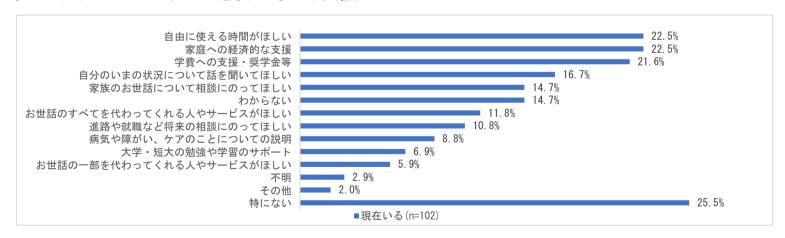
経済産業省「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業(サステナブルな高齢化社会の実現に向けた調査)」より

#### 2 大学生・短大生(若者ケアラー)の実態調査

# (1)大学生・短大生の悩みや困りごと



#### (2) 大学生・短大生のケアラーが必要と考える支援



#### V 課題

#### 1 社会的認知度の向上

言葉の認知度は向上したものの、「家族が介護するのは当たり前」という考えがまだまだ根強いことから、 ケアラーが声を上げづらい状況があります。

県民や事業者及び関係機関のみならず、ケアラー自身に対しても周りに助けを求めてもよいということや具体的な相談窓口の周知が必要です。

#### 2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築

ケアラーをはじめとした複合課題を抱える人・世帯が増加しており、それらを支援していくため、市町村の 状況に応じて、重層的支援体制整備事業の活用など、包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

#### 3 孤立の防止

地域で孤立しがちなケアラーにとって安心できる居場所となる介護者サロンの普及が必要です。

#### 4 介護離職の防止

介護が始まる前の方も含め、知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに企業の理解や体制づくりを後押しし、介護離職を防止していく必要があります。

#### 5 支援を担う関係機関の人材の育成

ケアラーの置かれている状況や悩み等を適切に把握し、支援に繋げることができる人材を引き続き育成していく必要があります。

#### 6 ヤングケアラー支援体制の構築

引き続きヤングケアラー本人にとって「信頼できる大人」を増やすとともに、子供たちの居場所づくりを進める必要があります。また、18歳を超える若者ケアラーに対しては、相談支援や就労支援が必要です。

# VI 施策の体系

基本目標	施策
1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進	(1) ケアラーに関する啓発活動
2 行政におけるケアラー支援体制の構築	(1) 相談支援体制の整備
	(2) 多様なケアラーへの支援
	(3) 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援
	(4) ケアラーの生活支援
3 地域におけるケアラー支援体制の構築	(1) ケアラーが孤立しない地域づくり
	(2) 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充
4 企業におけるケアラー支援体制の構築	(1) ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進
5 ケアラーを支える人材の育成	(1) ケアラー支援への対応能力向上・連携強化
	(2) ケアラー支援を担う県民の育成
6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化	(1) 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築
	(2) 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

### Ⅵ 主な施策

# 基本目標1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

- (1) ケアラーに関する啓発活動
- ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進
- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動の実施

# 基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- (1) 相談支援体制の整備
- ケアラーからの相談などに対応するため、包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーを派遣
- 市町村における包括的な相談支援体制に関する先進事例の紹介、市町村職員等への研修などの実施
- (2) 多様なケアラーへの支援
- ショートステイやデイサービスなど、一時的に休息しリフレッシュできる環境の整備とサービスの充実、 ケアラーへの周知
- 高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる 職員に対する研修やピア・カウンセリングの実施
- 専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、 医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援
- ケアラーのレスパイト等を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象とした一時的 入院の実施
- (3) 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

- 子育てしながら介護を担うケアラーからの相談に応じ子育て家庭が地域で孤立しないよう地域子育て支援 拠点の整備と質の充実
- こども家庭センターにおいて、妊産婦や保護者が介護等のケアを担っている状態であることに気づいた場合の福祉部門等との連携による適切な支援
- (4) ケアラーの生活支援
- 生活困窮の状態にあるケアラーの課題に応じた生活困窮者自立支援制度の活用などによる自立支援

# 基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- (1) ケアラーが孤立しない地域づくり
- 市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・ 運営の支援
- 子どもの居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすための、地域で活動する団体 等への働きかけ
- (2) 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充
- 地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対する研修の実施、活動の支援
- ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援

#### 基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築

- (1) ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進
- 企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを助言

- 企業における仕事と介護の両立支援体制の構築に向け、企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを 実施
- 企業の従業員に対して、介護にあたっての知識の習得や心構え等の事前の準備の重要性も含めて周知を行 うことで、ケアラーの介護と仕事の両立を支援

#### 基本目標5 ケアラーを支える人材の育成

- (1) ケアラー支援への対応能力向上・連携強化
- 地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施
- (2) ケアラー支援を担う県民の育成
- 県政出前講座等により住民や関係団体にケアラー支援の必要性を啓発

# 基本目標6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

- (1) 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築
- ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、教職員を対象とした研修を充実
- 福祉分野と教育分野が連携して適切な支援を行う体制を構築するため、合同研修を実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理解を促進
- (2) 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築
- 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催
- 子ども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣